

# 合併協議会だより

発行 / 上島合併協議会 〒794 - 2592 愛媛県越智郡弓削町下弓削210番地 弓削町役場内 TEL0897 - 77 - 2500 FAX0897 - 77 - 4011



第8回協議会(11月4日・魚島村開発センター)  
新町名が確認され、記念撮影をする委員

新町名は

かみじまちょう

# 上島町

に決定!

## 第8回協議会の結果

11月4日、魚島村開発センター5階大ホールにおいて、第8回上島合併協議会を開催しました。はじめに、木下会長があいさつを行い、次に事務局から事務局報告、幹事会報告を行い、その後、議事に入り、以下の9項目の確認をしました。

### 【協議事項】

協議項目第3号

新町の名称について

新町の名称は「上島町」とすることを確認しました。

協議項目第11号

県と協議する原案として確認しました。

新町建設計画について

新町建設計画は、別添「新町建設計画案」に定めるとおりとする。

協議項目第19号

町字名の取扱いについて

4ヶ町村の「町」「村」を省いて現在地名を継承する。ただし、弓削町大字上弓削字百貫については、「弓削百貫」とする。

協議項目第7号

一般職の身分の取扱いについて

- 4ヶ町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、

- 統一を図るものとする。
- 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。
- 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障するとともに、適正な水準の確保に努めるものとする。

協議項目第12号

特別職の身分の取扱いについて

- 特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。
- 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。給料の額は、4ヶ町村長が別に協議調整する。
- 議会の議員の報酬額については、4ヶ町村長が別に協議調整する。
- 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- その他の特別職の職員については、4ヶ町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、1町村ないし3町村に設置されているものについては、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬等は、現行の制度をもとに調整する。
- 新町の職務執行者については、合併までに4ヶ町村の長が別に協議して定めるものとする。

7、 8については、次回以降の協議会で確認することとしました。

### 一部事務組合の取扱いについて

1. 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加えるものとする。
2. 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加えるものとする。
3. 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加えるものとする。
4. 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加えるものとする。
5. 愛媛県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加えるものとする。
6. 今治地区広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加えるものとする。
7. 越智郡老人ホーム組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち特別養護老人ホーム「海光園」に係る事務については、新町において行うものとする。  
なお、当該組合の特別養護老人ホーム「海光園」の事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。
8. 越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。  
なお、当該組合のうち4ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町

村の協議により新町において受け継ぐものとする。

9. 上島地区衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。
10. 上島水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。

### 協議項目第21—号

#### 各種事務事業（消防団）の取扱いについて

消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。

### 協議項目第21—号

#### 各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。

### 協議項目第21—号

#### 各種事務事業（保健関係事業）の取扱いについて

1. 4ヶ町村の保健センターは、地域の保健拠点として、それぞれ現行のとおり運営するものとする。
2. 母子保健、成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新町において調整するものとする。
3. 健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施するものとする。
4. 予防接種事業については、統一実施するよう合併時に調整するものとする。
5. 健康づくり組織については、新町において調整するものとする。

## 第10回新町将来構想策定 小委員会の結果

10月24日、弓削町総合庁舎3階大会議室において、第10回新町将来構想策定小委員会を開催しました。

### 【協議した内容】

#### 委員長及び副委員長の選出について

島根委員長の退会により、新たに委員長、副委員長の選出を行い、委員長には、弓削町の土居委員、副委員長には、生名村の横川委員、岩城村の林委員、魚島村の大林委員それぞれ各町村の議員代表が選出され、また、職務代理者には、魚島村の大林委員を選出致しました。

#### 新町建設計画（案）について

事務局から建設計画案について説明を行い、内容について、検討をしました。今回追加要望や修正等の指摘のあった点について、加筆、修正を行って、第8回協議会へ提案することが了承されました。

## 名付け親大賞決定！

新町の名称を決定した後、各賞の抽選を行いました。結果は次のとおりです。

#### 「名付け親大賞」1名

大阪府 村上 京さん（岩城村出身）

#### 「名付け親賞」3名

魚島村 大林 清孝さん

弓削町 田坂 與紹さん

弓削町 上村 尚子さん

おめでとございました。

小委員会の委員長、副委員長の選出について、次のとおり選任されました。

### 【新町の名称・事務所の位置 検討小委員会】

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 島根 亀夫 |
| 副委員長 | 原山 公男 |
| 副委員長 | 田名後豊重 |
| 副委員長 | 泉原 光雄 |
| 委員長  | 土居 計彦 |
| 副委員長 | 横川 武広 |
| 副委員長 | 林 栄一  |
| 副委員長 | 大林 清孝 |

### 【新町将来構想策定小委員会】

**版**

第9回協議会開催予定

**日時** 平成15年12月10日(水)  
午後2時15分から

**場所** 弓削町総合庁舎  
3階大会議室  
(会議は傍聴できます)

## 編集後記

待ちに待った新町名が決まりました！平成16年10月1日から「上島町」としてスタートする予定です。今まで使っていた町村名との別れは寂しいですが・・・  
心機一転、新しいまちづくりに向けて頑張りたいです。